

村の公文書

— 書庫からみえた神山のくらし —



陸軍召集事務書類箱



愛国婦人会
神領村分会旗

[展示期間] 平成19年7月31日(火)~10月21日(日)

入場無料

[開館時間] 午前9時30分~午後5時 [ところ] 徳島県立文書館 2階 展示室

[休館日] 毎週月曜日・毎月第3木曜日(祝日と重なった場合は翌日) 8月13日(月)は開館

●展示解説 平成19年8月19日(日)・10月7日(日)

午後1時30分~午後3時30分 徳島県立文書館 2階 講座室・展示室



ごあいさつ

村の公文書は、国・県からの通知文とその村の職員が職務を遂行するために作成した文書です。したがって公文書はその時代を生きた村の人びとの生活に即した記録といえます。今回は名西郡神山町に残された公文書とそれらにまつわる物品を展示いたします。これらによって明治から大正・昭和に至る激動の時代を生きた私たちの父母や祖父母の生活の跡をたどりたいと考えます。

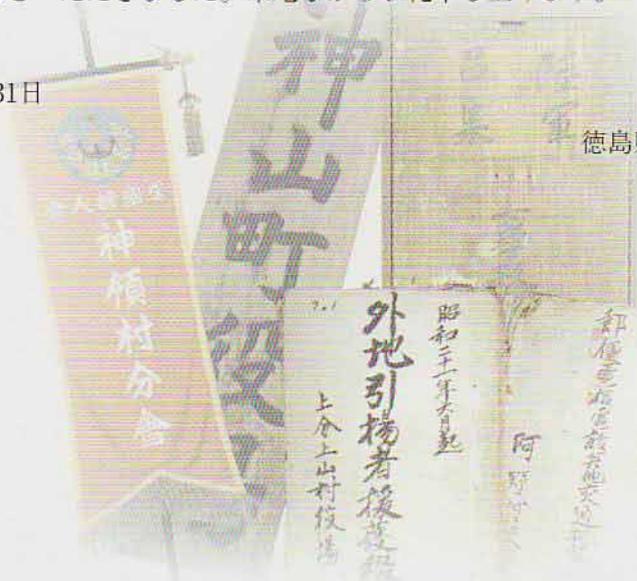
徳島県は県庁の公文書が戦災によって灰じんに帰してしまいましたので、各市町村に残された公文書は県民にとってはなくてはならない貴重な歴史遺産です。昭和30年代の「昭和の大合併」にともなって全国各地で、役場に保存されていた公文書が大量に廃棄されてしまいました。神山町も旧役場が取り壊されるときに、それぞれの村の役場に保存されていたこれらの公文書が焼却されるおそれがありました。しかし、町文化財保護審議会の方々のご尽力により保存されることになり、また、町からの予算も確保し、10年あまりの歳月をかけ整理・保存されてきました。

今回は整理・保存されている段ボール箱650箱、約5,000点のうちから一部をお借りして、明治時代の地租改正に係わる文書から昭和の合併に係わる公文書を展示いたします。時代の移り変わりに伴う土地制度や税制の変遷、通信手段などのインフラ整備の要望、町村合併に至る経過などをこれらの公文書は語っています。また、従軍・引揚・自衛隊創設に係わる文書からは平和で静かだと思われる村里の生活も国内・国際関係の動向と密接な関係があることも実感できると思います。「歴史の証人」としての公文書の散逸を防ぎ、整理・保存してきた神山町の方々に敬意を表するとともに、県は勿論、各市町村の公文書保存の大切さを感じていただけたらと思います。

この展示の開催にあたり、神山町文化財保護審議会会長稲飯幸生氏をはじめ神山町の数多くの方々のご協力をいただきました。末尾ながらお礼申し上げます。

平成19年7月31日

徳島県立文書館長 計盛眞一朗



神山町に残る公文書

神山町は徳島市の西隣にあり、吉野川の支流鮎喰川中上流の流域一円に広がる地域である。四国山地の東より中央にあり、面積の八割が山林という山あいの町である。現在、面積は約177.31km²、人口は約7,100人。古くは全体を大栗山といったが、江戸時代には7つの村があり、広野村(1,397石)・阿川村(1,667石)・鬼籠野村(1,012石)・神領村(2,268石)・左右内村(656石)・上山村下分(1,598石)・上山村上分(1,497石)であった。文政11(1828)年『大栗雑誌稿』によれば家数3,290軒、人口13,656人、明治初年の調査である『旧高旧領取調帳』によれば総石高は10,095石と1万石を越える徳島の城下町にも近い豊かな山村であった。

明治5(1872)年の大区小区制では第2大区名西郡の内、神領村より東部は4小区、西部は5小区となったが同11(1878)年に大小区制は廃止され元の村に戻っている。同19(1886)年には一時左右内村と阿川村が合併し、阿川左右内村となることもあったが、同22(1889)年の町村制施行の時、広野村と阿川村が合併し阿野村になり、左右内村と上山村下分が合併して下分上山村となり、鬼籠野村・神領村・上分上山村とともに5つの村となった。この5村の体制は昭和30(1955)年に合併し神山町が成立するまで続いた。今回利用させていただく資料の大部分はこの5村体制のときの公文書であり、まさに旧5か村の「村の公文書」なのである。

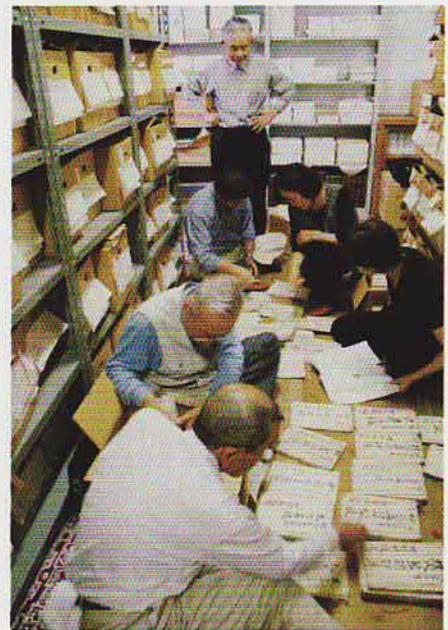
●表1 旧村役場の位置 (『神山町史』より作成)

阿野村	当初 五反地178-1
鬼籠野村	当初 字川東(立見峠) 明治39年 東分2番地 鬼籠野神社境内に移転
神領村	当初 中津132番地 1階を小学校 2階を村役場に使用 明治30年4月 同所に増築移転 明治35年5月 児童数の増加により中津66-1 へ民家を借り上げ移転 明治42年10月 中津136-8へ移転
下分上山村	当初 通地面(今井)に建築 1階を小学校 2階を村役場に使用 明治24年10月 同所に新築し移転 明治33年10月 今井95-1へ移転
上分上山村	当初 入手口28番 1階を小学校 2階を村役場に使用 大正元年 入手257番地に移転

●表2 神山の行政区画の変遷

江戸時代	大区小区制下	町村制後(1889~)
	阿波国第2大区名西郡	
広野村 阿川村 鬼籠野村 神領村	第4小区	阿野村 鬼籠野村 神領村
左右内村 上山村下分 上山村上分		
	第5小区	

昭和30年代半ばから支所となった旧役場の改築が進むにつれて、そこに保管されてきた旧役場公文書の扱いが問題となってきた。当初は焼却処分も検討されていたが、これに対して神山町文化財保護審議会が責任を持って保管したい



▲神山町公文書を整理する人々

旨を申し入れ、町当局もこれを了承した。こうして焼却を免れて神領小学校の旧校舎(現神山町郷土資料館)に運び込まれた旧役場公文書は、県内の郷土史研究者の協力を得て、文化財保護審議会委員と町の臨時職員の手によって約10年をかけて整理された。神山町も昭和37年度から毎年文書整理費を予算計上するなど、これらの活動を支援している。

現在、旧役場公文書館の管理は文化財保護審議会が責任を持ち、資料館に隣接する神山町農村環境改善センターに勤務する職員が閲覧者への対応を行っている。また、老朽化の進む現在の資料館にかわって、使われなくなった神山中学校の寄宿舎が資料の収納施設となることが決定している。

徳島県立文書館では、「平成の大合併」による資料の散逸防止に取り組んできた。この神山町の旧役場公文書についても、平成18年度から再整理作業等で本格的な支援事業を展開している。

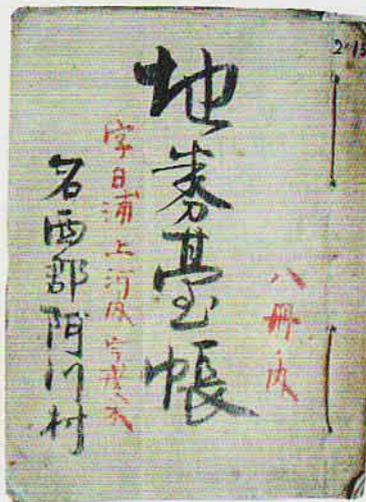
村の公文書

地租改正・土地台帳・地籍図

江戸時代から明治時代に根本的に変わったもののひとつに税制がある。その内、明治6(1873)年から行った地租改正という租税制度の改革がもっとも大きなものである。

江戸時代の税の中心は、検地という土地調査を行い、田畑という土地からあがる収穫量を課税の基準とする年貢であった。これを地価を基準として土地の所有者から一律3%の税を取ることに変えたのが地租改正である。これにより全ての土地の所有権が確定し、税が金納化されることによって、田畑以外の土地からも全国一律で税を取ることが可能にしようとしたのである。そのためには徹底的な土地調査が必要であった。

地租改正は、明治6(1873)年に地租改正条例(太政官布告第272号[1])が制定され、明治政府は翌7(1874)年から地租改正に着手し、約7年にわたる大事業であった。村行政の仕事としてこの土地調査はもっとも大



▲「地券台帳」

きな事業といえ、神山の各村にも地籍図をはじめたくさん関係公文書が残されている。



▲「一筆限図」

阿野村 郵便局の新設

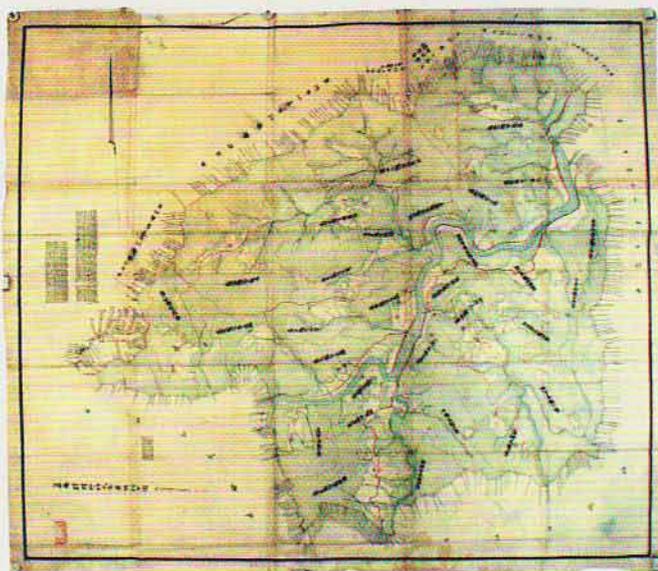
— 郵便経路の改正 —

明治39(1906)年、阿野村の村長から高松郵便局長と通信省の大臣に対し、新しい郵便局の設置を求める願書が提出された。当時神山にはすでに神領村と上分上山村に郵便局が置かれていたが、阿野村で郵便に不都合があり、願書はこれを解消するため出されたものであった。

当時、神山地域への郵便物はすべて名東郡一宮局(一宮村、現徳島市)から配達されており、そのため石井村(現石井町)からの郵便物も、一宮局を経て配達される仕組みになっていた。さらに、阿野村の大字阿川村地区は道路などの都合からか、阿野村より奥にある神領局まで一旦運ばれ、そこから配達されていた。このため名西郡役所が置かれていた石井村からの郵便物は届くのには2日、場合によっては3日以上かかることもあった。これでは郡役所からの文書も滞り、軍事上の連



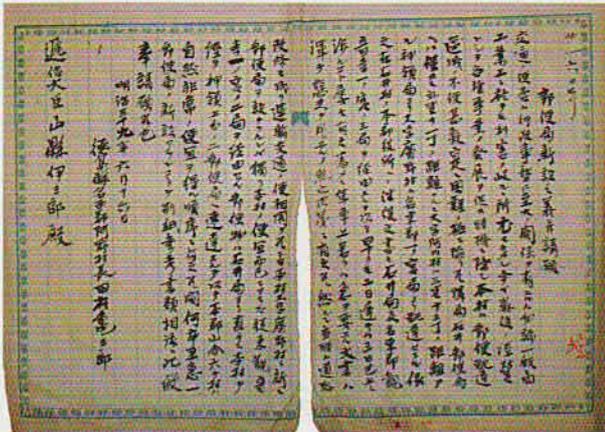
▲「郵便電信電話其他交通施設編冊(自明治39年)阿野村役場」表紙



▲「阿野村地籍図」

村の公文書

絡や急を要する文書の場合非常に不都合であったとした。そこで、阿野村に郵便局を設ければ石井村から直接郵便が届くようになり、神領村や上分上山村へも迅速に配達されるようになる、と願い出たのであった。この願いはすぐに受け入れられ、翌40年、阿野村に新しい郵便局が誕生している。



▲「郵便局新設之義ニ付請願」



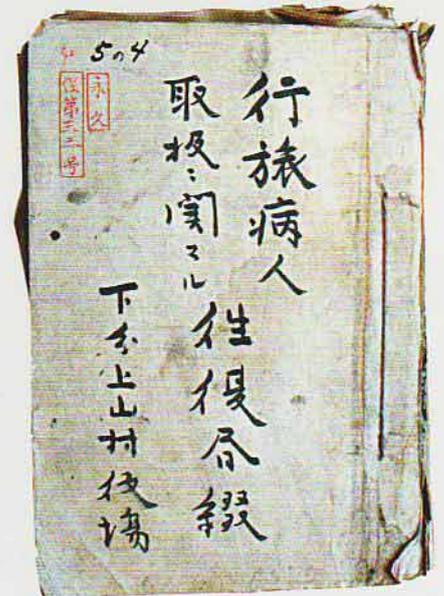
▲「新設郵便局位置図」

下分上山村 四国遍路に見る行旅病人

村で行き倒れた人の取り扱いについては、明治32(1899)年3月28日公布、同年7月1日施行の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(明治32年法律第93号)に基づき、現在も県や市町村に「規則」が制定され、その条項の中で「扶養義務者等への引取通知」「被救護者の引取」「被救護者の留置救護」「被救護者の送還」「救護費用弁償請求手続」などの取扱が定められている。

大正9(1920)年4月3日、山口県吉敷郡山口町在住のAさん(75才)は四国霊場12番札所焼山寺巡拝のため下分上山村へ入村したものの、大字左右内宇鍋岩で発病、歩行不能となった。「行旅病人」として、地元医師が検診や投薬を施したが不帰の人となった。Aさんは遺留金品の持ち合わせもほとんどなく、救護や仮埋葬などに要した諸費用41円41銭は村費で一時立替払いした。後日、その費用を扶養義務のある義兄や長女に求めたが両名とも居所不明で返納してもらえなかった。そこで救護費用の弁償を「県知事」に請求手続きすることになった。興味深いのは、事前に「名西郡長」に「食費ハ行旅病人取扱心得ノ範囲ニテハ物価騰貴ノ為支出不足ヲ以テ制限超過シ許可ヲ申請スル」(食費1回5銭を10銭に増額)との理由書を提出したことである。物価高のため食費の増額が認められていたのである。

このように下分上山村ではお遍路についての行旅病人取扱い公文書がしばしば見られるが、また一方で遠く樺太や九州の役場から被救護者の身元や扶養義務者の照会を受けた往復書簡も多数綴られている。



▲「行旅病人取扱ニ関スル往復書綴(下分上山村役場)」表紙



▲「名西郡指令 制限超過許可証」

鬼籠野村 動員日誌 —村に残された徴兵の記録—

鬼籠野村旧役場公文書の中に、「動員日誌 鬼籠野村役場」という表題の簿冊がある。これは昭和12(1937)年7月から同19(1944)年7月までという、日中戦争勃発から太平洋戦争末期の7年間の、鬼籠野村における兵士の動員に関する記録である。



▲「動員日誌(鬼籠野村役場)」の記述

そこには個々の動員について、同村を管轄する石井警察署からの動員令予報の到着、召集令状(赤紙)の到着、名簿との照合及び本人への交付、石井警察署への令状交付済み報告、村長等による応召兵宅訪問状況、神社での奉告祭及び壮行会開催等について、分刻みでの詳細な記載がなされている。

これを見ると、役場への動員令予報や召集令状の到着は深夜や早朝の時もあり、その場合は吏員がただちに呼集され、所定の手続きに従って事務が進められたことなどがわかる。また、昭和15年5月以降は、時刻と人名などの必要事項のみを記入すればよいガリ版刷りの書式が使用されるようになった。召集の増大に対応したのだろうか。

これは当時の召集の実態を示す、貴重な一次史料といえる。

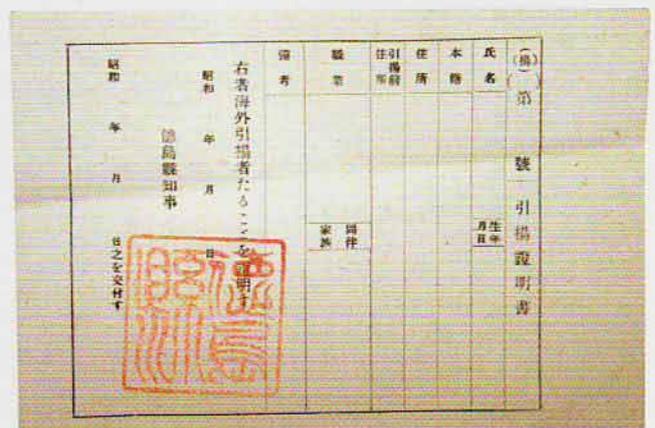
満蒙開拓青少年義勇軍の 引き揚げ

昭和20(1945)年の敗戦から数年間、朝鮮など植民地や中国(特に、大量の農業移民が送り出された満州)など「外地」で生活していた一般の人々が、日本本土「内地」に引き揚げてきた。この頃、上分上山村役場が作成した『外地引揚者援護綴』(昭和21年)・『引揚者生活調査票』(昭和22年)という簿冊が残されている。これによると、昭和22年3月始めまでに上分へ引き揚げることができた一般人は68人である。

しかしこのなかに、終戦時の年齢が満16~18歳で、いずれも満州から単身で引揚げてきた7人の若者がいる。彼らは、記録上は一般の引揚者として扱われているが、実際は「満蒙開拓青少年義勇軍」の一員であったと考えられる。

正式には「満州開拓青年義勇隊」といい、不足してきた成人移民にかわって、昭和13(1938)年から終戦まで8万数千人が送り出された。数え年16~19歳の農家の2・3男が、学校の先生や村役場の熱心な勧めで応募し、茨城県内原訓練所で2か月、満州の現地で3か年の訓練が終了後、農業移民の集団に編入されて満州に永住するというものである。

混乱のなか、満州から上分へ引き揚げてきた7人のうちのひとり、終戦後は龍江省齊齊哈爾(チチハル)市の難民收容所にいた。やっとのことで、福岡県博多港に上陸したのは昭和21年10月12日、上分に帰ったのは10月16日であった。満19歳になっていた。

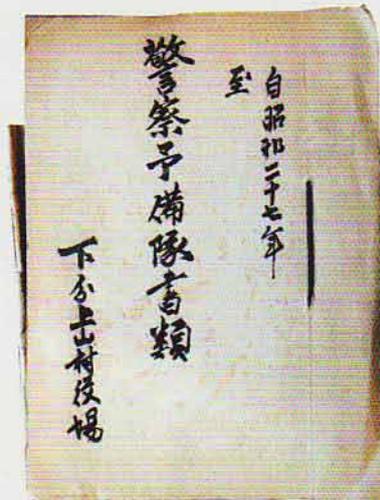


▲「引揚証明書」徳島県の公印が押されている

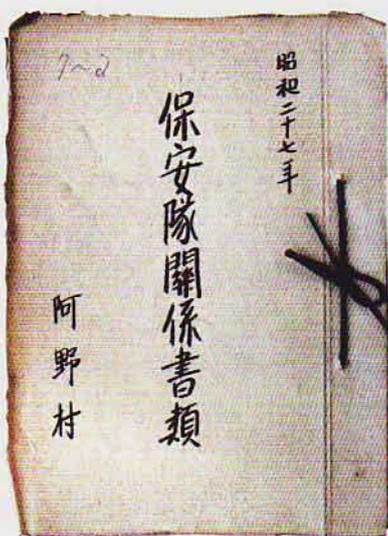
警察予備隊・保安隊、 そして自衛隊へ

未曾有の犠牲を代償に終結した第二次大戦に対する反省から戦後の日本は、「戦争放棄」を掲げた日本国憲法を制定し、平和と民主主義を掲げて新しいスタートを切った。しかし、米ソ対立や東西冷戦の激化という国際情勢の変化にともなうアメリカの戦略転換は日本の再軍備化をうながした。

昭和25(1950)年「警察予備隊」の設置、昭和27(1952)年「保安隊」への改称、昭和29(1954)年「自衛隊」の発足は、軍隊の不所持をうたった憲法を揺るがし続けた。自衛隊は現在では世界でも有数の軍事力を擁し、イラクなどへの海外派遣は現実化し、「憲法第9条」をめぐる憲法改正論議は一層活発化している。



▲「警察予備隊書類（昭和27年下分上山村）」

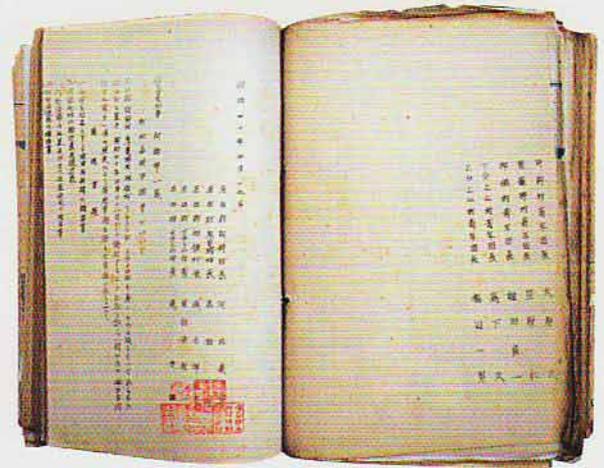


▲「保安隊関係書類（昭和27年阿野村）」

大きく変化していく経緯を追うことができる。この記録は、これからの自衛隊のあり方や日本の安全や防衛を考えるための貴重な視点を提供してくれる。

神山町の誕生

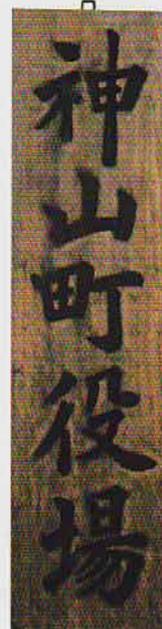
昭和28(1953)年の「町村合併促進法」によって、日本全国でいわゆる“昭和の大合併”が本格化する。現在の神山町域を含む名西郡山分6か村においても、徳島県の強力な指導で翌29年に合併協議会が発足した。



▲「神山町町村合併申請書」

しかし、山分6か村の中から入田村が離脱して徳島市(矢野地区は国府町(現徳島市))と合併。残る5か村の協議も紛糾を重ね、度々解散の危機に瀕した。その後、県の斡旋などもあって、昭和30年3月の合併協議会において阿野・鬼籠野・神領・下分上山・上分上山の対等合併案が最終的に承認され、同月末に神山町が発足する。町役場は旧神領村役場に設置され、他の4か

村には支所が設置されることになった。また助役の定数は2名とし、町会議員の定数は「町村合併促進法」による特例で85名として任期は昭和30年12月まで延期すること。村有林は原則として新町に基本財産として受け継ぐこと、などが決定された。現在、各旧村の合併関係書類綴が残されているが、そこには合併前の各村の現況や合併に至る苦勞が事細かに記されている。



▲「神山町役場看板(田中双鶴書)」

展示資料一覽

No.	表 題	年 代	備 考
地租改正・土地台帳・地籍図			
1	徳島県阿波国名西郡阿野村大字広野村地籍図		阿野村
2	山林原野丈量反別取調一筆限帳第廿八号字長瀬	明治 9年(1876)	阿野村
3	地所明細帳 折木・中峯・田窪	明治 9年(1876)	阿野村
4	地券台帳 黒木・船底・本名・神木		阿野村
5	山林原野丈量反別取調一筆限図面第7号第6号		阿野村
6	阿波国名西郡阿野村大字広野村地籍 六冊ノ内六	明治22年(1889)	阿野村
7	地籍図 第30号 字持部名		阿野村
郵便・電報・電話			
8	郵便電信電話其他交通施設編冊	明治39年(1906)～	阿野村
9	通信施設編冊	大正 9年(1920)～	下分上山村
10	電話架設書類	昭和 8年(1933)～	鬼籠野村
11	電話区外通話台帳	昭和22年(1947)	下分上山村
12	電話区外通話台帳	昭和23年(1948)	下分上山村
四国遍路と行旅病人			
13	行旅病人取扱に関する往復書綴	明治45年(1912)～	下分上山村
村からの従軍と村に残された人びと			
14	陸軍下士卒在隊間成績綴	明治45年(1912)～	鬼籠野村
15	帝国義勇艦隊建設関係書類綴		鬼籠野村
16	動員日誌	昭和12年(1937)	鬼籠野村
17	愛国婦人会に係る往復文書	明治38年(1905)～	鬼籠野村
18	愛国婦人会書類	大正 6年(1917)～	鬼籠野村
引揚			
19	外地引揚者援護綴	昭和21年(1946)	上分上山村
20	復員関係書類綴	昭和22年(1947)～	上分上山村
21	戦傷病者戦没者未引揚者関係編冊	昭和28年(1953)	上分上山村
22	外地引揚者、復員者、戦死者関係綴	昭和24年(1949)	上分上山村
23	引揚者生活調査票	昭和22年(1947)	上分上山村
警察予備隊と保安隊			
24	警察予備隊書類	昭和27年(1952)	下分上山村
25	保安隊関係書類綴	昭和27年(1952)	鬼籠野村
26	保安隊関係書類綴	昭和29年(1954)	鬼籠野村
神山町の誕生			
27	町村合併に関する書類綴	昭和28年(1953)	阿野村
28	町村合併参考書類綴	昭和27年(1952)	阿野村
29	町村合併書類綴	昭和29年(1954)～	鬼籠野村
30	町村合併に伴う戸籍関係事務抜萃書類	昭和30年(1955)～	鬼籠野村
31	町村合併に関する書類	昭和28年(1953)～	下分上山村
32	町村合併に関する書類綴	昭和28年(1953)～	上分上山村
33	町村合併に関する資料	昭和26年(1951)～	上分上山村

※全て神山町郷土資料館所蔵品です。

※資料保存のため展示品の一部を入れ替えることがあります。

第33回 企画展

村の公文書

平成19年7月31日 発行

編集・発行
徳島県立文書館

〒770-8070
徳島市八万町向寺山
電話 088(668)3700

印刷
ナカガワ・アド(株)
〒779-3602
徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南131-2
電話 0883(52)1643



▲神山の切り通し(大正5年)



▲宇佐八幡神社鳥居大鳥居落成記念(昭和4年)